令和４年　多賀町議会６月第２回定例会会議録

令和４年６月７日（火）　午前９時２９分開会

◎出席議員（１２名）

１番	神細工　宗　宏　君	７番	菅　森　照　雄　君
２番	清　水　登久子　君	８番	富　永　　勉　君
３番	近　藤　　勇　君	９番	川　添　武　史　君
４番	木　下　茂　樹　君	１０番	山　口　久　男　君
５番	川　岸　真　喜　君	１１番	大　橋　富　造　君
６番	竹　内　　薫　君	１２番	松　居　　亘　君

◎欠席議員（０名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久　保　久　良　君	福祉保健課長	林　　優　子　君
副町長	小　菅　俊　二　君	産業環境課長	飯　尾　俊　一　君
教育長	山　中　健　一　君	地域整備課長	藤　本　一　之　君
会計管理者	奥　川　明　子　君	学校教育課長	吉　田　　克　君
企画課長	野　村　　博　君	教育総務課長	本　多　正　浩　君
総務課長	石　田　年　幸　君	生涯学習課長	大　岡　まゆみ　君
税務住民課長	岡　田　伊久人　君	監査委員	寺　西　久　和　君

◎議会事務局

事務局長	夏　原　伸　幸	書記	渡　邊　美　和

◎議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定（６月７日～２２日　１６日間）

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　総務常任委員長報告

日程第６　産業建設常任委員長報告

日程第７　同意第２７号　多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第８	同意第２８号	多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第９	同意第２９号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	同意第３０号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	同意第３１号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	同意第３２号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	同意第３３号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14	承認第３４号	専決処分事項の承認を求めることについて （多賀町税条例の一部を改正する条例）
日程第15	承認第３５号	専決処分事項の承認を求めることについて （多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第16	承認第３６号	専決処分事項の承認を求めることについて （多賀町介護保険条例の一部を改正する条例）
日程第17	承認第３７号	専決処分事項の承認を求めることについて （令和３年度多賀町一般会計補正予算（第１１号））
日程第18	承認第３８号	専決処分事項の承認を求めることについて （令和３年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第３号））
日程第19	承認第３９号	専決処分事項の承認を求めることについて （令和３年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号））
日程第20	承認第４０号	専決処分事項の承認を求めることについて （令和３年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号））
日程第21	承認第４１号	専決処分事項の承認を求めることについて （令和３年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計補正予算（第２号））
日程第22	報告第４２号	令和３年度繰越明許費繰越計算書について （多賀町一般会計）
日程第23	報告第４３号	令和３年度事故繰越し繰越計算書について （多賀町一般会計）

日程第24	報告第４４号	令和３年度繰越明許費繰越計算書について（多賀町農業集落排水事業特別会計）
日程第25	議案第４５号	多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第４６号	財産の無償譲渡について
日程第27	議案第４７号	令和４年度多賀町一般会計補正予算（第１号）について
日程第28	議案第４８号	令和４年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第29	議案第４９号	令和４年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

（開会　午前　９時２９分）

○議長（松居亘君）　ただ今から、令和４年６月第２回多賀町議会定例会を開会いたします。

本定例会に町長より提出されました案件は、同意案７件、承認案８件、報告案３件、議案５件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

（開議　午前　９時２９分）

○議長（松居亘君）　ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（松居亘君）　日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、

６番　竹内　薫　議員　　　７番　菅森照雄　議員

を指名いたします。

○議長（松居亘君）　日程第２　「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る５月２７日開催の議会運営委員会において、本日６月７日から２２日までの１６日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から２２日までの１６日間に決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第３　「諸般の報告」を行います。

次の２点について報告いたします。

１点目は、２月、３月、４月、５月に実施された出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。

２点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松居亘君）　日程第４　「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長　久保久良君　登壇〕

○町長（久保久良君）　本日、令和４年第２回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、まず初めに報告をさせていただきます。

去る６月４日、第７２回全国植樹祭の関連行事であります第５０回全国林業後継者大会しが２０２２が多賀町中央公民館「多賀結いの森」で、林野庁長官をはじめ県内外から２５０人余りの参加者をお迎えし、盛大に開催されました。議員の皆様におかれましても、ご臨席賜りありがとうございました。開催理念であります森をめぐる３つのつながり、森から川、里、湖へという上流と下流とのつながり、森をめぐる人々のつながり、過去から未来へのつながりを再確認するとともに、豊かな森林を皆で次世代に引き継いでいく思いを滋賀県から全国に発信することができたと思います。本大会は、森林・林業の持つ負のイメージによる議論ではなく、森林・林業の将来性を感じさせる建設的な議論が交わされ、大変意義深い大会となりました。また、町産材をほぼ１００％活用した「多賀結いの森」に対しましても高い評価を頂きました。

今後とも、人と人とのつながりを基本とし、森林が持つ多面的機能を有効に活用できるような取組を進め、未来へと引き継いでまいりたいと考えております。

それでは、第２回多賀町議会定例会の開会に際しまして、議案の説明と最近の行政の現状を報告させていただきます。

今回、本定例会に提出いたしました議案は、令和４年度補正予算をはじめ、合わせて２３件でございます。

本定例会に提出をさせていただきました議案は、いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議を頂き、適切な決議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和３年度の出納閉鎖に伴います現時点での一般会計の決算見込みについてご報告いたします。詳しくは９月定例会に提出し、説明をさせていただきます。

令和３年度一般会計の歳入決算見込額は約５６億９，３７０万円、歳出見込みは約５３億９，１０３万円となる見込みであります。歳入歳出差引は約３億２６７万円、うち令和４年度に繰り越すべき一般財源約６，２７１万円を除きますと、実質収支額は約２億４，０００万円となる見込みであります。

次に、各所管での取組であります。

まず、企画課所管の（仮称）結いの森公園整備事業についてであります。公園整備事業の実施設計については、最終的に１１１名と１団体から頂いたアンケート結果を基に、設計会社と協議を重ね、目指すべき公園の姿、形が固まりつつあります。アンケートでは数多くのご意見を頂いておりますが、中でも、緑が多く、自然を感じられる、スポーツ・運動ができる、大型遊具を備えた公園との意見が出されているとともに、多くの方々より公園を待ち望む声が届けられております。今後は、計画図などを示して、さら

に広く、多くの皆様のご意見を伺う意見募集の期間を設け、実施設計を進めてまいります。

なお、計画を詳細に立てていくに従って、事業費が増加する見込みとなったことから、本定例会で補正予算を上程させていただいております。後ほど詳細を説明させていただきますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、大滝地域の活性化についてであります。令和２年度から３年度にわたり、多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議において、地域住民の皆さんが主体となり、大滝地域の活性化について熱心に議論をしていただき、今後の地域が求める方向性を見いだしていただきました。この間、委員の皆様には、多くのお時間、貴重なご意見、またお力添えを賜りましたことを厚くお礼申し上げます。プロジェクト会議で示された今後の方向性は、本年４月より地域おこし協力隊が継承し、少しずつではありますが、形となるよう取組が進められております。

また、併せて、ＮＰＯ法人おおたき里づくりネットワークの設立総会が開催され、現在、県への認可申請の手続きを進められております。今後、地域おこし協力隊が中心となり、おおたき里づくりネットワークの皆さんとともに、大滝地域の活性化に向け、活躍していただけるものと大いに期待をしております。なお、取組の第一歩として、５月２１日は、おおたき給食弁当を販売されました。実に１３０食の販売という大盛況であり、地域の皆様の関心も高く、温かく見守っていただけるものと感じたところであります。

地域の活性化は、地域の皆さんが主体となって取り組むことが重要であるとともに、地域の方々の温かさや優しい思いに裏づけされた取組への理解が活動の支えになると強く感じております。今後も、持続可能なまちづくりの１つの事例、好例となるように行政の責任を果たしてまいります。

次に、ＳＬの移転であります。国道３０７号沿いにあるＳＬは、昭和５１年に多賀ＳＬパークのシンボルとして設置され、当時は観光の名所として数多くの人が訪れ、にぎわっておりました。残念ながら、時代の流れとともに事業者が撤退、平成２３年３月にＪＲから本町にＳＬが無償譲渡され、今日に至っております。

この間、ＳＬを利活用していただける方を求めていましたところ、平成２９年に愛知県豊田市の石川氏から譲受けの申出があり、このたび移転先の準備が整ったことから、過日、譲渡仮契約書を締結させていただいております。本定例会では、移転に伴う無償譲渡についての議案を上程させていただいております。ご審議よろしくお願い申し上げます。移転後には再度、修繕と塗装をし直し、近所の子どもたちの遊び場にしたいと伺っております。新天地で大いに利活用していただけることを願っております。

税務住民課所管では、マイナンバーカードの交付状況でありますが、本年４月末現在のカード交付件数として２，８７７件、３８．４％の交付率となっております。利便性や各種証明書のコンビニ交付をご利用いただける制度を周知し、マイナンバーカードの普

及に努めてまいります。また、国によるさらなる利活用が進められておりますので、制度の趣旨等の説明に努めてまいります。

続いて、福祉保健課所管であります。５月１２日から１８日は民生委員・児童委員の日、活動強化週間でありました。今年度は各担当地区の民生委員・児童委員の皆様により、全戸に民児協だよりを配布していただきました。民生児童委員の高齢化や人手不足が深刻になっている中、委員の皆様には、独り暮らしの高齢者の方などの見守りや安否確認、声かけなど、コロナ禍の中、大変ご苦労いただきながら地域活動を行っていただいております。日々の活動やご尽力に心から感謝申し上げますとともに、その社会福祉への思いに敬意を表するところでございます。

健康増進係におきましては、５月末に令和４年度の特定健診・がん検診のお知らせを全戸配布し、現在それぞれの健診のお申込みを受け付けております。令和２年度、３年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、やむなく健診の日程変更をさせていただき、皆さんに大変ご迷惑をおかけしましたが、今年度は、感染対策を施すことで日程を変更することなく実施してまいりたいと考えております。計画的な受診ができるようにすることにより、一人でも多くの方々に健診を受けていただき、「健康たが」の実現に向け努力してまいります。

次に、産業環境課であります。獣害対策では、令和２年度から鋭意進めておりました八重練、栗栖、一円、久徳など、広範囲に生息するニホンザルの群れに対しまして、大型おりによる本格的な捕獲を行いました。今回捕獲対象としたのは、多賀町で八重練群と名づけた総数１３４頭で、５月１６日から始めて、現在８５頭を捕獲しております。個体数調整におきましては、捕獲後の対策として、継続して山奥までしっかりと追い払いを行っていただくことや、食料となる果樹やごみなどを放置しないなどの基本的な対策を継続していただくことが重要であります。多賀町といたしましても、獣害防止集落自衛対策補助金による集落等への支援や各種研修会の開催など、引き続き獣害対策を進めてまいります。

商工関係では、令和３年１２月の大雪の影響により被災した住宅につきまして、住宅環境の早急な回復を図ることを目的として、原状復旧を行うために必要な修繕等の工事に対しまして、引き続き補助金を交付しております。１月２６日から申請を受け付けており、５月末現在で申請件数１５６件、交付決定額２,０８２万円となっております。なお、申請書の締切日は改めて通知をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最後に、教育委員会であります。はじめに、各学校、園では、長引くコロナ禍の中、学校行事の見直し等を行いながら教育活動を進めております。保護者に対しましても学習参観等を実施し、可能な限り教育活動を公開している状況であります。

また、修学旅行につきましては、小学校は昨年に引き続き滋賀県内を活動場所とし、多賀小学校は既に５月末に実施し、大滝小学校は９月に実施の予定です。多賀中学校につきましては、６月２日から２泊３日で静岡、山梨方面を活動場所とし、海洋プラスチ

ックの環境問題をはじめとしたＳＤＧｓの取組や先端科学であるリニア新幹線について学ぶなど、充実した活動や学習ができました。

次に、就学前教育の充実、待機児童対策として整備を進めております（仮称）久徳認定こども園の整備事業でありますが、現在、６月末を工期に土地造成工事を進めております。園舎本体工事につきましても、既に入札手続きを進めており、落札業者が決定次第、契約議決をお願いし、来年度の開園に向け、着実に事業を進めてまいります。工事に伴い、多賀幼稚園では、例年秋に実施する運動会を５月末に開催時期を変更しました。工事期間中におきましても、工夫をしながらしっかりと園活動を実施してまいります。

また、４月より多賀小学校内に増設しました放課後児童クラブでは、昨年より１８人多い、過去最高の１１３人の子どもたちが新しい施設で元気に過ごしており、現在まで大きな混乱はなく、スムーズに運営ができているところであります。

中央公民館では、５月１８日から５月２２日まで、町内で活動をされております、ちくちくキルトクラブによるパッチワークキルト展が開催されました。連日多くの来館者でにぎわい、５日間で約２，０００人の方々に心のこもったすばらしい作品を楽しんでいただくことができました。今後も地域に愛される公民館運営に取り組んでまいります。

また、博物館では、多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト第９次発掘を４月２３日から７日間にわたり実施しました。この発掘には、小・中学生から研究者まで延べ１５９人に上る多くの方が参加されました。植物や昆虫などのほか、シカの腰の骨の一部や多賀町で５例目となるワニの歯など、合計１５４点の化石が採集されました。アケボノゾウ化石多賀標本が国の天然記念物に指定されたことなどから地元の方の関心も高く、多賀町発掘お助け隊としての参加者が過去最多の３４人に上りました。発掘の楽しさは、見つけたときの感動と達成感にあります。地道な作業の中から探し出す喜びを多くの人たちに体験していただき、アケボノゾウに興味を示してもらうことから多賀町への関心を高めてもらいたいと考えております。今回のこの関心の高まりを一過性のもので終わらせることなく、引き続き取組を進めてまいります。

図書館では、子ども読書活動推進事業の一環として、図書館事業に参加した中学生までの子どもたちを対象に、ゾウの絵柄のスタンプカードを配布しました。スタンプがたまると、図書館応援団のボランティアさんによるアケボノゾウをモチーフにした手作りの記念品をプレゼントしております。また、多賀、大滝両小学校を通じて、１年生にゾウの表紙の読書ノートを配布し、１００冊読んだ子どもたちに表彰状を渡しています。一人でも多くの子どもたちが読書好きになってくれるよう、今後とも子どもたちに向けた読書推進の取組を進めてまいります。

以上、６月議会定例会の開会に当たり、行財政の近況について申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

なお、本日提案をさせていただきます議案につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明を申し上げますので、ご審議賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これで行政報告を終わります。

○議長（松居亘君）　日程第５　「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について報告を求めます。

９番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長　川添武史君　登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君）　会議規則の規定により、去る５月１９日午後１時半より５時までの教育委員会所管の事務調査報告をいたします。

委員会の委員全員と執行者側より町長、教育長および教育総務課、学校教育課、生涯学習課課長および文化財センター所長、博物館館長の出席を求め、多賀小学校の視察と質疑を行いました。

教育委員会所管は、保育園など子育て支援から社会教育（生涯学習）まで幅広い管轄をしております。多賀町もコロナ感染者が毎日のように報告をされています。テレビ、新聞報道によると、コロナ禍において児童虐待、いじめによる登校拒否、また、学校休校による対面授業が受けられない、タブレットによる自宅学習もＷｉ－Ｆｉ環境がないなどの指摘もされております。

初めに、多賀小学校の５時間目を、２年生から５年生までを視察いたしました。コロナ禍であるため、廊下よりＧＩＧＡスクール構想によるタブレットを使用した授業と小学校での英語教育を参観し、学校長から説明を受けました。

学校長の説明によると、小学校の英語教育は、学習指導要領に従い５・６年生は週２時間、３・４年生は週１時間、１・２年生は年間１３時間程度実施しているということです。また、先生は英語専科指導教員の西堀先生とＡＬＴのシャハー・サイド先生が担当されており、外国語の表現に慣れ親しむこと、またコミュニケーション能力の素地を養うことを学習していると説明されました。

ＩＣＴを活用した教育。タブレットは各学年ができるだけ多くの授業に使用している。教室だけでなく屋外に持ち出し、トマトの成長記録、タブレットで撮影した写真と図鑑を比較するなど、また、高学年になると、コロナで自宅学習している友達とオンラインを介して授業などを共有されている場面もありました。タブレットに関して、いくつかの課題も報告をされました。質疑の中で質問をしたいと思います。

２時５０分から委員会室において質疑に入り、まず教育長から令和４年度多賀町の教育行政方針の説明を受けました。

教育は多賀町のまちづくりと位置づけており、学校、園の教育方針として知・徳・体、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを推進すること、また、社会教育方針として、生涯教育、生涯スポーツ、文化施設の充実、活動の推進、人権教育として学校、園、家庭、地域、企業と連携、協力して推進することを主とすることでまちづくりを推

進していきたいと説明を受けました。

質疑に移り、まず、コロナ感染の子どもが後を絶たない。消毒などの対策としては、ささゆり保育園は、園の終了後にシルバー人材センターに委託をしている。こども園、幼稚園は職員が消毒をしている。また、学校ではスクールサポータースタッフが中心になってしている。また、学童は指導員が一、二時間早出で開講前に消毒していると説明がありました。子どもの感染者は数人いるが、熱がある、喉が痛いなどで、入院するほど重篤者はいない。また、いじめなども、多賀町は感染者の拡大が遅かったのが幸いしたか、他町の話などを子どもに周知ができて、問題は起こらなかったと説明を受けました。

また、保育士の離職者が多いと思うが、また保育士のスキルアップと働き方改革の推進についてでは、家庭の事情、自分の子どもを育てたいということなどで、家庭の事情が多かった。給与面では、直接は聞いていない。公務員は長く勤めていただければ、生涯所得は低いと思わないとの説明を受けました。スキルアップについては、通常研修のほかに岐阜聖徳学園大学、西川教授による公開保育など講義を予定している。個々のスキルアップ、園のスキルアップ、働きやすい職場、働き甲斐のある職場にしたいと説明を受けました。

また、働き方改革では、園務支援システムを採用し、手書き処理からデジタル処理に移行し、事務作業時間の短縮、情報の一元化、ＩＴ活用により保護者との連絡、コミュニケーションの拡大をつなげていき、子どもとの接触時間を多くしていきたいと話されました。

保育園、こども園、幼稚園での英語教育では、多賀小学校のＡＬＴとして、シャハー・サイド先生が毎月１回３０分程度、遊びの中で楽しく英語に触れる機会を持てるように教えている。先生の英語については、文科省ではアメリカ英語でもイギリス英語でも構わない、規定はしていないということでありました。

続いて、タブレットの故障について、学校長の話の中では修理に３週間かかると説明を受け、その対応については、故障した場合は予備のタブレットで対応するが、使用できる状態にするには時間がかかる。ＩＣＴ支援員の能力にもよるが、直せるものもあるが、メーカーサービスの必要なものもある。

来年度の新入学生は増加する。今年の６年生が使用しているものを１年生に使うが、台数が不足するので補正を願いたい。また、全てを初期化しなければなりません。その経費は契約になく、１年目で想定できない部分もあり、予算が必要と思われる。この辺の予算化もお願いしたいという説明を受けました。

各家庭でインターネット環境ができていない家庭もあると聞き、ポケットＷｉ－Ｆｉを用意したが、申込みがなかった。家電店で調達したかというのがありましたが、不明であります。この問題は非常に重要な問題でありますので、再度、学校の方で調査をしていただきたいと思います。

多賀小学校では、子どもの数が増加傾向にあります。多賀区内では大型住宅団地が造成され、今年も多賀区、月之木区、久徳区で新しく８０戸の住宅団地が販売される予定です。教室が余裕があるのかに対し、コンピューター室と会議室は少しの改修で変更できる。令和５年度は１年生が３クラス、６年生も３クラスあるということで、６年度までは対応できるが、早急に考えたいという説明を受けました。

放課後児童クラブ（学童）については、保育士の確保と今後の対応について説明を受けました。

保育士は外部委託し、彦根市でみんなの食堂や社会福祉活動など、幅広く活動されている一般社団法人ゆめと月詩舎と契約し、８名を受け入れる。保育士は今まで町との直契約であったが、急に辞められるなど、大変な事態もあった。この事業所は雇用人も多く、対応も可能だと思っていると説明を受けました。

全てを委託先に丸投げしないで、所長を迎え入れ、所長は石田氏で、多賀小学校の元教頭、最終は甲良西小学校の校長先生でありました。多賀町の学童として小学校とも連携しながら安定的な運用をしたいと説明を受けました。

最後に、生涯学習課の所管である中央公民館「多賀結いの森」のコロナ禍の運用状況の説明を受けました。

令和３年度は、利用状況は昨年度を１，８００人増加している。特に多目的室は大幅に増加、ふれあいの郷が新型コロナワクチンの接種会場になり、介護予防教室や乳幼児健診が結いの森で実施されるようになったことが増加の原因になっております。公民館でのサークル活動は、コロナ禍の中、集まりができなく、減少をしています。文化協会も高齢化して参加者が減少しているとのことです。新しくほっとコミュニティ講座を昨年から開催し、４講座を開催いたしました。コロナ禍で周知が進まなかったが、４年度は既に６講座を開催している。この講座を通じて新しいサークルが生まれるようにしたいと答弁されました。

議員から、３年間活動が中止していると、再開にはかなりのエネルギーが要るとの話がありました。今年度はウィズコロナの生活様式が進む中、コロナ禍でも活動できるよう考えていきたいと答弁がありました。

続いて、多賀町内の文化財の保護対策と埋蔵文化財発掘調査の状況と国の天然記念物になったアケボノゾウ化石多賀標本の発信とまちづくりに活用できないかなど、音田文化財センター所長と小早川博物館館長から説明を受けました。

文化財には名勝や史跡、天然記念物があり、保存整備事業に対しては、補助金は事業によって補助率が違うが、原則総事業費の５０％が国、残りは所有者、また県、市町の自治体が負担することになっているという話でありました。アケボノゾウ化石多賀標本が国の天然記念物の指定を受けたことにより、保存活用に係る調査、研究などの補助金が文化庁の方から５０％程度受けられる。また、まちづくり、観光などの事業をはじめ、ＹＯＢＩＳＨＩプロジェクト、多賀植物観察会、文化遺産プランニングなどの団体や民

間企業が独自に実施される事業が推奨されていて、８０％から１００％の補助事業があるとも答弁されました。

平成２６年度に第１次生涯学習推進基本計画が制定され、第２次計画が令和４年度から始まる。主要施策として４つの項目があります。生涯学習の環境整備、地域資源、地域人材を生かした生涯学習の推進、生涯学習を通じた地域コミュニティーの活性化、計画の実現を目指し、進行管理体制の整備などの取組の施策を紹介されました。

コロナ感染者はなかなかゼロにはなりませんが、感染対策を取りながら、この計画に基づいた取組を一歩一歩進めることが重要だと考えます。今後の対応に期待して、報告とさせていただきます。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君）　日程第６　「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

１０番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長　山口久男君　登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君）　閉会中における産業建設常任委員会の調査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

５月１８日の午後１時３０分より、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、地域整備課長、同課長補佐の出席を求め、委員会を開きました。

地域整備課所管について、令和４年度地域整備課所管の道路河川系事業および前年度からの繰越事業、令和４年度上下水道事業、令和４年度湖東土木事務所所管土木事業について説明を受けました。

令和４年度地域整備課所管の道路河川系事業について、（１）多賀スマートインターチェンジアクセス道路上り線はＮＥＸＣＯ中日本施工の本体工事、案内標識設置工事、下り線は舗装工事、交通安全施設工事、（２）改良工事では多賀中川原線、川相一ノ瀬線の交差点改良工事ほか２路線であります。（３）舗装工事は敏満寺本線ほか１路線、（４）通学路事業を多賀月之木線ほか１路線で実施、（５）交通安全対策工事では久徳中川原線での区画線、路面標示、注意標識等の整備、（６）急傾斜地工事では萱原地区の落石対策工事、（７）その他道路台帳整備、地籍調査などであります。

次に、前年度からの繰越分について、（１）多賀スマートインターチェンジアクセス道路上り線の用地買収および下り線の舗装工事、案内標識設置工事であります。

次に、令和４年度上水道事業では、（１）老朽管更新事業として多賀地区若宮団地、楢崎地区第２工区での配水管敷設替工事のほか、多賀地区および国道３０６号での布設替工事設計委託であります。（２）施設整備は土田地区水源地場内舗装工事、大君ケ畑

浄水場ネットフェンスなどであります。

令和４年度湖東土木事務所所管土木事業の道路関係では、（１）スマートインターチェンジ関連として国道３０７号の改良工事、（２）国道３０６号の大君ケ畑地先での法面・落石対策工事、（３）多賀永源寺線宮下橋および黒谷橋、佐目敏満寺線御領橋、国道３０６号細谷橋の橋梁修繕工事その他橋梁修繕設計で３か所であります。（４）その他維持補修は多賀高宮線、国道３０６号など４か所であります。河川砂防関係では、（１）みずべみらい再生事業は犬上川、佃川、太田川であり、河川改良では芹川、犬上川の護岸工事など、（２）砂防関係では急傾斜地崩壊対策事業などであります。芹谷地域振興事業では、（１）多賀醒ヶ井線補助道路整備事業などであります。

以上の概要説明の後、多賀スマートインターチェンジ整備事業下り線、県道多賀醒ヶ井線補助道路整備事業（中村工区）の現地視察を行い、それぞれＮＥＸＣＯ中日本所長および工事担当者、また湖東土木事務所芹谷地域振興課の担当者から説明を受けました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

萱原宮下橋の橋梁補修工事についての質疑に対し、橋梁の工事は今年度終了予定。橋梁工事のための仮設道は、橋梁工事の完了後、町が引き継ぎ、仮設道を利用して萱原の急傾斜地工事に入っていくという段取りで計画をしているとの答弁がありました。

次に、積雪などによる道路補修工事の完了のめどはいつ頃かとの質疑に対し、補修を順次しているが、現在も報告を受けている箇所もいくつかある。予算執行箇所の全部の補修は終わっていないが、上半期の時期までには少なくとも完了させたいとの答弁がありました。

次に、現地視察での質疑について、主なものを申し上げます。

スマートインター下り線について、スマートインターに間違って入ってきた車両はどうなるのかとの質疑に対し、ここは無人となるため、インターホンがあり、そこでやり取りをしてもらって、遠隔操作でバーを開閉し、誘導し、退出してもらうことになります。出たくないのに出口に来てしまった場合も誘導できるようになっていますとの答弁がありました。

案内看板はどのように設置されるのかとの質疑に対し、多賀サービスエリアとスマートインターチェンジが合体するので、案内表示をどのように設置するのか検討していますとの答弁がありました。

次に、ガードレールはどのような仕様かとの質疑に対し、４㎜の厚さのもので、さびに強い亜鉛メッキとなっていますとの答弁がありました。

次に、県道多賀醒ヶ井線中村工区について、本工事による川幅はどうなるのかとの質疑に対し、若干狭くなるとの答弁がありました。

次に、現地視察後の質疑について報告します。

多賀醒ヶ井線久徳工区について、地元協議調整とあるが、地元集落との調整は順調であるのかとの質疑に対し、概略の事業説明の後、地元役員さんと細部の調整をしている

最中であるとの答弁がありました。

敏満寺本線の舗装で、今年度は尼子からとなっているが、来年度はどうなのかとの質疑に対し、継続して進めていこうとは思っている。さらに、補助事業で通学道路の安全対策事業を実施する。舗装補修は、部分補修でなく、補修区間を区切って少しずつ進めていくとの答弁がありました。

次に、スマートインター下り線の出口のアクセス道路標示の右折専用についての質疑に対し、計画ではセンターライン上にラバーポールを設置し、車は左折できない交差点になる。公安委員会との協議で、車が物理的に左折できない構造になるようにとの指導を受けており、このような整備となっているとの答弁がありました。

次に、インター出口の付近に国道３０７号側へ誘導の看板を設置されるのかとの質疑に対し、道路案内は標識計画の中にあるとの答弁がありました。

四ツ屋胡宮線の今後の交通量はどうなるのかとの質疑に対し、スマートインターの供用開始後、どの程度交通量が変わってくるのか、それによって、国道３０７号のＴ字交差点に信号設置の必要性についても判断されるとの答弁がありました。

以上で閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

〇議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で１０時３５分とさせていただきます。

（午前１０時１９分　休憩）

（午前１０時３４分　再開）

〇議長（松居亘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第７　「同意第２７号　多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」および日程第８　「同意第２８号　多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、いずれも多賀町多賀財産区管理会委員の選任についてでありますので、一括議題といたします。

２案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長　久保久良君　登壇〕

〇町長（久保久良君）　同意第２７号および同意第２８号の多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、併せてご説明申し上げます。

多賀財産区管理会は５人の委員で構成され、今日まで財産区管理会の運営と山林経営にご尽力いただいておりますが、うち２名の委員の任期が本年６月１８日をもって満了することとなります。これまで熱意を持ってご尽力いただきました委員の方々のご功労

に対しまして、深く感謝の意を申し上げるところでございます。今回の改選に当たりましては、久徳の夏原讓治氏が任期満了をもって退任いただくことになり、もうお一人の委員につきましては、引き続き選任をお願いしたいと考えております。

同意第２７号では多賀の前川貢氏を引き続き選任をお願いし、同意第２８号では久徳の小財賢三氏を新たに地域からの推薦に基づき選任をいたしたく、多賀町多賀財産区管理会条例第３条の規定により議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これより２案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「同意第２７号　多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第２７号　多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、同意第２７号は同意することに決定しました。

次に、「同意第２８号　多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第２８号　多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、同意第２８号は同意することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第９　「同意第２９号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第１３　「同意第３３号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、いずれも多賀町霊仙財産区管理会委員の選任についてでありますので、一括議題といたします。

５案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長　久保久良君　登壇〕

○町長（久保久良君）　同意第２９号から同意第３３号までの多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、併せてご説明を申し上げます。

霊仙財産区管理会の委員は５人の委員で構成され、今日まで財産区管理会の運営と山林経営にご尽力を頂いておりますが、委員の任期はいずれも本年７月３１日をもって満了します。今回の改選におきましては、５名の委員の皆様を引き続き選任したいと考えております。

同意第２９号では落合の藤井金一郎氏を、同意第３０号では入谷の宮下重和氏を、同意第３１号では同じく入谷の垣立繁幸氏を、同意第３２号では同じく入谷の大久保孝蔵氏を、同意第３３号では落合の鈴居正幸氏の５名を継続して選任するものであります。いずれも当該地域において山林の管理に深い知識をお持ちでございますので、多賀町霊仙財産区管理会条例第３条の規定により議会の同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより５案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「同意第２９号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第２９号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、同意第２９号は同意することに決定しました。

次に、「同意第３０号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第３０号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、同意第３０号は同意することに決定しました。

次に、「同意第３１号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第３１号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、同意第３１号は同意することに決定しました。

次に、「同意第３２号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第３２号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、同意第３２号は同意することに決定いたしました。

次に、「同意第３３号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第３３号　多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、同意第３３号は同意することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第１４　「承認第３４号　専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長　岡田伊久人君　登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君）　「承認第３４号　専第１号　多賀町税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年３月３１日付をもって専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、令和４年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律および当該関係政省令が令和４年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書９ページをお願いいたします。

第３４条の７第１項第１号オにつきましては、公益法人制度改革に伴う寄付金控除の経過措置終了により削除するものでございます。

第４８条第９項および第１５項におきましては、法律改正に合わせて項ずれを改正するものでございます。

第７３条の２および第７３条の３につきましては、固定資産課税台帳に総務省令で定める措置を講じた場合に伴う改正です。

総務省令の定める措置内容でございますが、固定資産課税台帳等に記載されているＤＶ被害者等の住所が明らかになることにより危害を及ぼすおそれがあると認められる場合など、固定資産課税台帳等閲覧させることが適当でない場合に住所等を削除するもので、これらについても手数料は徴収するものでございます。

付則第１０条の２につきましては、法律改正に合わせて項ずれを改正するものでございます。

１０ページの付則第１０条の３は、省エネ改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充のための改正でございます。

付則第１２条の改正は、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を２．５％とする改正でございます。

付則につきましては、令和４年４月１日から施行し、経過措置を規定しているものでございます。

多賀町税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「承認第３４号　専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求め

ることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、承認第３４号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第１５　「承認第３５号　専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長　岡田伊久人君　登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君）　「承認第３５号　専第２号　多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年３月３１日付をもって専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、賦課限度額の引上げおよび厚生労働省保健局国民健康保険課からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う国民健康保険税の減免措置を延長するため、改正するものでございます。

第２条第２項では、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を６３万円から６５万円に引き上げ、第４項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を１９万円から２０万円に引き上げるものでございます。

第２３条第１項につきましても、同様に規定を改正するものでございます。

付則第２項では、文言の修正を行い、付則第１５項の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例につきましては、令和４年３月３１日を令和５年３月３１日とし、国民健康保険税の減免期間を延長するものでございます。

付則につきましては、施行日を令和４年４月１日からとしております。

多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第３５号については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　異議なしと認めます。

よって、承認第３５号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第１６　「承認第３６号　専決処分事項（多賀町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長　岡田伊久人君　登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君）　「承認第３６号　専第３号　多賀町介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年３月３１日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、厚生労働省保健局介護保険計画課からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う介護保険料の減免措置を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

付則第９条第１項におきまして、令和４年３月３１日を令和５年３月３１日とし、介護保険料の減免期間を延長するものでございます。

付則につきましては、施行日は令和４年４月１日からとしております。

多賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第３６号については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　異議なしと認めます。

よって、承認第３６号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第１７　「承認第３７号　専決処分事項（令和３年度多賀町一般会計補正予算（第１１号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長　小菅俊二君　登壇〕

○副町長（小菅俊二君）　「承認第３７号　専第４号の令和３年度多賀町一般会計補正予算について」、ご説明申し上げます。

今回の補正予算案は、１７ページの第１条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から１，７７９万３，０００円を減額し、結果、令和３年度最終予算は歳入歳出それぞ

れ５６億３，９７３万３，０００円となったものでございます。

この補正予算の内容は、年度末におきまして例年のとおり歳入歳出ともに各款において精算補正を行った上で収支額の調整を図ったもので、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づいて、去る３月３１日付をもって専決処分をさせていただきましたので、報告をいたし、承認をお願いするものでございます。

それでは、主な内容につきましては、まず２３ページ、第２表、繰越明許費でございまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業あるいはスマートインターチェンジ整備事業ともに３年度の事業費を精算した上で、次年度への繰越額を調整したものでございます。

次のページ、第３表、地方債補正の変更でございますが、５つの事業ともに入札差金など、令和３年度の事業費を調整し、既定の充当率でもって算出した額をそれぞれ限度額として定めたもので、全て減額補正をしております。

次に、２８ページの事項別明細書をお願いいたします。順次、主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。５款の町税のうちの法人町民税につきましては、予算現額から６，６２１万８，０００円を減額するものでございます。今年度の法人税の収入見込みは２億１，２８０万円で、令和２年度決算より５，８７６万円、令和元年度より大きく２億３，０９３万円の減少となっておりまして、コロナ禍の影響を受けての結果であると思われます。

その他、１０款の地方譲与税から３１ページの３５款の交通安全対策特別交付金まででございますが、それぞれ額の確定により既定予算額を調整したものでございます。中でも２５款の地方交付税は、特別交付税の額が確定し６，６９７万５，０００円を増額して、特別交付税総額は２億６，６９７万５，０００円となり、令和２年度決算より７，２６６万円の増額となりました。豪雪による除雪費用相当分が交付されたことになります。

４０款の負担金では、保育園等の入所保護者負担金を精算したものでございます。

５０款の国庫支出金から３４ページの５５款県支出金までは、それぞれ事業実績に基づき既定の補助率でもって補助金の調整を行ったもので、特に増額分として、３２ページのところで、臨時道路除雪事業補助金は今年度の臨時措置の補助金として９００万円や、同ページに、社会資本整備総合交付金８２５万８，０００円についても、除雪対策費分として特別に受け入れるものでございます。国庫および県支出金ともにそれぞれに調定を行い、都合、国庫支出金２，８８７万２，０００円、県支出金で２，７７３万円を減額いたしております。

６５款寄附金はふるさと納税分の精算でございまして、町内企業の製造品を新たに返礼品としたのが好調で、３年度は全国４３都道府県から、７８６名の方から納付を頂きました。令和２年度は４７５名の方からでございまして、納付額においては９９％、寄付者数は６５．５％の伸び率でございました。

７０款繰入金は、公共施設等維持管理基金からの繰入れを最終調整したものでございます。

７５款繰越金は、令和２年度決算における実質収支額２億４，７８９万７，０００円を全額精算したものでございます。

８０款諸収入では、大きなものとして旧遠藤邸の解体処分費の還付金の皆減をしたものでございます。

３６ページ、８５款町債につきましては、第３表、地方債補正の変更を適債事業ごとに整理したもので、総額１，７５０万円を減額したものでございます。令和３年度地方債発行協議済額は４億８，８００万１，０００円となってございます。

続きまして、歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。

５款の議会費では、コロナウイルス感染症が収まらず、日置市との交流研修等を中止しての減額でございます。

１０款の総務費では、５項総務管理費のところで、それぞれ事業費の精算を行い減額したもので、３年度においても、コロナ禍で区長研修や兄弟都市日置市や友好都市三朝町との交流研修会の開催ができなかったところでございます。総務費総額２，０７５万２，０００円を減額しております。

３９ページ、１５款の民生費のところでは、それぞれ実績による事業費の精算でございますが、住民税非課税世帯への臨時給付金は５０２人に交付をしております。４１ページの子育て世帯臨時給付金は１，２９０人に、生活支援給付金は７２人に交付をしております。４２ページ、認定こども園建設費では、実施設計費や進入道路の工事費、また木質化材料費は、原木の調達費用のそれぞれに入札差金を精算したものでございます。これら民生費におきまして９，２０７万８，０００円を減額しております。

２０款衛生費におきましても、各種がん検診や高齢者１，９３０人のインフルエンザ予防接種の委託料などの精算による減額でございます。

２５款農林水産業費におきましても、それぞれに事業の精算によるものでございまして、４４ページの農業者緊急支援交付金は、米価の補てんでありまして、農家１５１人に対し９，９９７俵分を交付しております。また、有害鳥獣駆除業務については、猟犬による事故後、駆除を休止しているための減額でございます。これら農林水産業費総額では２，５６６万４，０００円の減額補正でございます。

３０款商工費は、住宅リフォームの補助で３５件分、中小企業の事業継続支援は８７件での精算でございます。

３５款土木費では、除雪対策費の追加に１，４８４万８，０００円や下水道料金の増加もあっての下水道事業会計への繰出金の減額など、土木費総額で２４２万５，０００円を減額しております。

４６ページの４０款消防費では、常備消防費で、彦根市消防署に委託している経費について、人件費の減額などを精算しておりまして、消防費総額で２，７７４万４，０００

円を減額したものでございます。

次に、４５款の教育費では、人件費や通学バス運行費の減額、あるいは日置市との交流事業の中止など、教育費総額で２，０５８万２，０００円の減額となってございます。

５５款公債費は、利子の精算で減額したものと、６０款諸支出金では、利子を各基金に積立ての調整をしたものと本補正予算での収支額の調整で、財政調整基金に１億８，９００万４，０００円を積み増ししたものでございます。３年度末の財政調整基金は１４億８，４７７万円となる見込みでございます。

以上、令和３年度の最終となります多賀町一般会計補正予算（第１１号）の専決処分事項の報告とさせていただきますが、３年度の年間予算におきましては、起債の未償還額は依然として多額であるものの、単年度予算においては、長期債の元金償還額４億８，５０２万円で、新規地方債の発行額４億１，９６０万円となり、６，４５２万円起債借入残高が減少し、また、コロナ禍において法人町民税の減収がありましたが、財政調整基金で財源調整することもなく、その上で４億７２８万円を積み立てることができ、このことは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標であります実質公債費比率や将来負担比率など、財政の健全化判断比率が下がるものと思われ、令和３年度決算において明らかになりますが、健全な予算執行ができたものと思っておりますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

３番、近藤議員。

○３番（近藤勇君）　１点だけ教えてください。今、副町長の方から４４ページの農業者の負担金の補助金、農業者緊急支援交付金、９，９９７袋やと思うんですけども、俵というお話があったと思うんですけど、ちょっと教えてください。

○議長（松居亘君）　小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君）　お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、９，９９７俵、袋数にして１万９，９９４袋でございます。

○議長（松居亘君）　ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「承認第３７号　専決処分事項（令和３年度多賀町一般会計補正予算（第１１号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、承認第３７号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第１８　「承認第３８号　専決処分事項（令和３年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第３号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長　岡田伊久人君　登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君）　「承認第３８号　専第５号　令和３年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年３月３１日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書５２ページをお願いいたします。

今回の補正は、交付金等の額および国民健康保険税の減免額の確定に伴う予算措置を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ１，６１４万円を減額し、歳入歳出それぞれ８億５，３５３万５，０００円とするものでございます。

５７ページの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

５款５項国民健康保険税を減免額の確定に伴い３３万２，０００円減額し、１５款１０項災害臨時特例補助金を国保税の減免に伴う財源として１７４万４，０００円受け入れるものでございます。

２５款５項県補助金、保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、保険給付費が減額となったことに伴い、県からの交付金も減額となるため１，４２０万円減額し、また、標準レイアウトに係るシステム改修費用が不用となり、保険給付費等交付金（特別交付金）を１９４万円減額するものでございます。県繰入金につきましては、国保税の減免に伴う財源が災害臨時特例補助金として措置されることとなったため、１４１万２，０００円減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。議案書の５９ページをお願いいたします。

５款５項５目標準レイアウトに係るシステム改修費用が保守範囲内での改修等となったため１９４万円減額するものでございます。

１０款５項療養諸費を保険給付の増加に伴い１８０万円増額するものでございます。

１０款１０項高額療養費は、高額療養費の給付対象者と費用の減少に伴い、一般分高額療養費を１，６００万円減額するものでございます。

２２款国民健康保険事業費納付金の医療費給付分、後期高齢者支援金分等、また介護納付金につきましては、国保税の減免に伴い財源振替を行ったものでございます。

令和３年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算についての説明は以上でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「承認第３８号　専決処分事項（令和３年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第３号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、承認第３８号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第１９　「承認第３９号　専決処分事項（令和３年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長　林優子君　登壇〕

○福祉保健課長（林優子君）　「承認第３９号　専第６号　令和３年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定により、去る３月３１日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書６２ページをお願いいたします。

今回、令和３年度の介護保険事業の実績に伴い、歳入歳出額の過不足を精算させていただくもので、第１条の記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ７，２７０万７，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ８億４，４２２万５，０００円とするものです。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。議案書６７ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、介護給付費の実績に伴いまして、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金がそれぞれ減額になるものでございます。

１５款国庫支出金、５目介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費および居宅介護サービス計画給付

費を合計した給付費分の２０％と施設介護サービス給付費分の１５％の負担率相当額、合わせて１，５８５万円の減額でございます。次に、５目調整交付金ですが、これは介護給付費減額分の約５％に相当する４５３万２，０００円の減額。

２０款支払基金交付金は、４０歳から６４歳までの第２号被保険者給付分からの介護給付費交付金で、介護給付費減額分の２７％相当額２，３０８万５，０００円の減額でございます。

２５款県支出金、５目介護給付費県負担金は、居宅介護サービス給付費等の給付費分１２．５％と施設介護サービス給付費分の１７．５％の負担率相当額、合わせて１，１９３万７，０００円の減額。

次のページに移りまして、３０款繰入金の５項一般会計繰入金では、介護給付費の町負担分１２．５％相当額１，０６８万７，０００円を減額し、１０項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金は６６１万６，０００円を予定しておりましたが、繰入れが不要となりましたので全額減額いたします。

次に、６９ページ、歳出についてご説明申し上げます。

１０款介護給付費、５項介護サービス等諸費は、要介護１から５に相当する介護認定者の各種介護サービス給付費について、当初は新型コロナウイルス感染症の影響は改善されるであろうという見込みをしておりましたが、令和３年度も新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことと、要介護認定者数が横ばいで推移していることなどから、当初の見込みよりも給付費が下回ったため、減額させていただくものです。５目居宅介護サービス給付費は、令和３年度は令和２年度と比較し、特に訪問入浴の利用が大きく減少し、ほかにもデイサービスやショートステイをはじめとする給付費が全体的に減少し３，５００万円を減額、１２目地域密着型介護サービス給付費では、認知症のグループホームやファミリーステーション多賀などで提供するサービスで１，２００万円を減額、１５目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設および介護医療院の３施設の給付費２，５００万円を減額、３０目居宅介護住宅改修費は１００万円、３５目居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが在宅での介護サービス計画を立てるための給付費で、在宅でのサービス利用者の減少により３００万円の減額、合計７，６００万円の減額をさせていただくものです。

次に、１０款７項介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防住宅改修費が実績が３件のみとなっておりましたので、５０万円を減額させていただくものです。

７０ページに移りまして、２０項５目高額介護サービス費につきましては１００万円の減額、２５項５目市町村特別給付費についてですが、これは６５歳以上の第１号被保険者の保険料のみで紙おむつの購入費を給付するもので、在宅サービス利用者の減少に伴い５０万円を減額、３０項５目特定入所者介護サービス費は８００万円の減額。

２０款基金積立金の５目介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費が見込みよりも下回ったため１，３２９万３，０００円を基金に積み立てるものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「承認第３９号　専決処分事項（令和３年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、承認第３９号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第２０　「承認第４０号　専決処分事項（令和３年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長　岡田伊久人君　登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君）　「承認第４０号　専第７号　令和３年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年３月３１日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書７２ページをお願いいたします。

今回の補正は、納付金の額の確定に伴う予算措置を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ１４５万５，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ１億９５７万７，０００円とするものでございます。

７７ページの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

１５款５項一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合負担額の確定に伴い１４５万５，０００円を減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。議案書の７８ページをお願いいたします。

１０款５項広域連合納付金、広域連合負担金（基盤安定繰入金）につきましては、負担金の額の確定により１３０万５，０００円減額し、１５款５項５目の保険料還付金を

１５万円減額するものでございます。

令和３年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「承認第４０号　専決処分事項（令和３年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、承認第４０号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第２１　「承認第４１号　専決処分事項（令和３年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計補正予算（第２号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長　飯尾俊一君　登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君）　「承認第４１号　専第８号　令和３年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計補正予算（第２号）」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年３月３１日付をもって専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の８０ページをお願いします。

今回の補正は、額の確定に伴う予算措置を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ１４４万円を減額し、歳入歳出それぞれ６０４万４，０００円とするものでございます。

８５ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

１５款繰入金、５目基金繰入金では、委託料の額の確定に伴い、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金繰入金を１４４万円減額するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。８６ページをお願いします。

５款総務費、１０目公共緑地維持管理費の１２節委託料では、工業団地内の歩道、植樹帯、公共法面の草刈り作業を５月、８月、１０月の年３回の実施予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、まん延防止、緊急事態宣言の発出がなされ、８月に実施予定していました２回目が１０月の実施となり、３回目の草刈り作業を中止したことにより委託料を１４４万円減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「承認第４１号　専決処分事項（令和３年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計補正予算（第２号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、承認第４１号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第２２　「報告第４２号　令和３年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

小菅副町長。

〔副町長　小菅俊二君　登壇〕

○副町長（小菅俊二君）　「報告第４２号　令和３年度繰越明許費繰越計算書について」、ご説明させていただきます。

令和３年度の一般会計の繰越事業につきましては、総務費、民生費、衛生費、農業費、土木費、消防費、そして教育費の１２項目にわたっての事業でございまして、総事業費５億１，９５５万３，０００円のうち３億６，３０４万円を令和４年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告させていただきます。

事業の内容につきましては、３月定例議会および３月３１日付専決補正において都度ご説明を申し上げ、繰越明許費を議決いただいたものでございまして、事業の進捗に合わせて繰越明許費議決金額内で繰越額を確定させ、それぞれの財源を調整したもので、まず、総務費の住民基本台帳ネットワークシステム改修事業は、本年１２月２５日の完

了予定でございます。

民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は９月３０日までとし、認定こども園の整備事業は６月末を完了見込みとしております。

衛生費では、コロナウイルスワクチンの接種事業でありまして、本事業に対する国庫支出金の交付算定基準期間が９月末となっております。

農業費は、木曽池の改修事業の設計費でありまして、来年３月末日の完了予定でございます。

土木費の道路橋梁費では、スマートインターチェンジ整備事業で上り線、下り線ともに来年３月末の完了予定で、道路橋梁費は、雪害により道路施設の補修工事で１０月末を、都市公園整備事業は、用地購入費でありまして６月末の完了予定でございます。

消防費の雪害による住宅修繕緊急支援事業は順次受付、交付をしておりまして、年度内の予定でございます。

教育費では、（仮称）結いの森公園の計画に合わせての周辺整備基本構想の策定事業でございまして、年度末の完了を予定し、スマートインターチェンジの上り線の埋蔵文化財発掘調査事業は５月２０日に完了しております。

なお、それぞれ事業の財源内訳につきましては、計算書のとおり補助基準、起債充当算定に基づいて、特定財源と一般財源の金額を明記しております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第４２号　令和３年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君）　日程第２３　「報告第４３号　令和３年度（多賀町一般会計）事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

小菅副町長。

〔副町長　小菅俊二君　登壇〕

○副町長（小菅俊二君）　「報告第４３号　令和３年度事故繰越し繰越計算書について」、ご説明させていただきます。

事故繰越は会計年度独立の原則の例外規定でありまして、地方自治法第２２０条第３項ただし書に定めるものでございます。

歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、予想し得なかったやむを得ない事由による避け難い事故のため、年度内に支出を終わらなかったものについて繰越明許費制度を補完する措置でございまして、令和２年度において繰越しをしましたス

マートインターチェンジ上り線側の用地購入に伴う支援業務委託費や登記業務については、ＮＥＸＣＯ中日本の測量業務の遅延やコロナ禍で土地所有者との折衝機会が図れず業務を完了できなかったことから、さらに繰越しをしたものでございます。

事業費１億２，２６１万２，０００円のうち２，０５９万４，０００円を令和４年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定に基づき、事故繰越し、繰越計算書を調製して報告させていただきます。

なお、完了は１０月末日を見込んでおります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第４３号　令和３年度（多賀町一般会計）事故繰越し繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君）　日程第２４　「報告第４４号　令和３年度（多賀町農業集落排水事業特別会計）繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長　藤本一之君　登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君）　「報告第４４号　令和３年度多賀町農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

議案書は８９ページをお願いいたします。

令和３年度多賀町農業集落排水事業特別会計におきまして、その一部を繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、ご報告するものでございます。

繰越しを行いましたのは、萱原地区の施設管理事業で、繰越額６２８万円のうち３６０万円を国・県支出金としており、既収入特定財源の２６８万円は令和３年度に一般会計から繰り入れていただいているものでございます。

事業の内容は、萱原処理場の設備更新工事を実施するものであり、その中で、実施設計業務につきましては、今年度に入り既に着手しておりまして、工事につきましては、実施設計業務が完了後に着工する予定としております。

以上、報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第４４号　令和３年度（多賀町農業集落排水事業特別会計）繰越明許費繰越計

算書について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君）　日程第２５　「議案第４５号　多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長　石田年幸君　登壇〕

○総務課長（石田年幸君）　「議案第４５号　多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書９０ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、多賀町職員の給与のうち、地域手当に関する項目について改正を行うものでございます。地域手当は、都市部などの物価の高い地域に勤務する場合において、その差額を支給することにより物価の違いを補てんする意味合いを持つもので、今回、人事院規則に定める１級地から７級地に区分された級地区分によって支給ができるよう、実態に合わせて条文の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第１４条の２第１項中、「規則で定める」の次に「地域に在勤する」を加えることにより、級地区分による支給を可能とし、第２項において、地域手当の月額は、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、１級地から７級地までの級地の区分に応じて２０％から３％までの割合を乗じて得た額を支給するとしています。また、新たに第３項を設けて、地域手当の級地については、規則で定めるものとしております。

現在、規則におきましては、大津市での勤務を想定し、５級地として地域手当の支給範囲を定めるよう作業を進めておるところでございます。

付則では、この条例は公布の日から適用するとしております。

以上、説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第４５号　多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、議案第４５号は原案のとおり可決さ

れました。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で午後１時までとさせていただきます。

（午前１１時５０分　休憩）

（午後　０時５６分　再開）

○議長（松居亘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２６　「議案第４６号　財産の無償譲渡について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村企画課長。

〔企画課長　野村博君　登壇〕

○企画課長（野村博君）　「議案第４６号　財産の無償譲渡について」、ご説明申し上げます。

議案書の方は９２ページをお願いいたします。

このたびの議案、財産の無償譲渡については、多賀町敏満寺３５番地先にある蒸気機関車Ｄ５１型１１４９号機を愛知県豊田市永覚町上長根３６番地１、Ｔステージ永覚ヒルズスクエア１５０１号に在住の石川昭氏を譲渡相手方とし無償譲渡することについて、議会の議決をお願いするものです。

無償譲渡する財産の内容は、１９４４年製造の蒸気機関車Ｄ５１型１１４９号機１台、附属物として線路、枕木、それぞれ一式であります。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第４６号　財産の無償譲渡について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起　立　全　員〕

○議長（松居亘君）　起立全員であります。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君）　日程第２７　「議案第４７号　令和４年度多賀町一般会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長　小菅俊二君　登壇〕

○副町長（小菅俊二君）　「議案第４７号　令和４年度多賀町一般会計補正予算（第１号）について」、ご説明申し上げます。

令和４年度のこの時期の早々でございますが、早急に対応をしなければならないものや新たな行政需要などの諸事情により、通年のこの時期にしては、今年はかなりの予算措置の必要が生じましたので、予算額を調整し、第１号補正予算をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、９３ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に１億１，１８３万９，０００円を追加いたし、歳入歳出それぞれ５８億６，１８３万９，０００円とするものでございます。第２条では地方債の追加をお願いしております。

まず、地方債の補正ですが、９６ページ、第２表、地方債の補正になります。林道御池線の路肩が豪雪によって抜け落ちているのが判明いたしたため改良工事を行うものでございまして、防災対策事業債の充当率１００％で算出した額３００万円を借入れ限度額として定めたものでございます。

次に、補正内容につきまして、９９ページの歳入からご説明をいたします。

５０款の国庫支出金では、６月３０日開始のマイナポイントの付与対応事業補助や、コロナウイルス感染症対策として、学校での衛生用品の購入費、あるいは、長年の懸案でありました庁舎１階トイレの改修は、地方創生臨時交付金を活用し、コロナウイルス感染症予防に配慮した設計でありまして、これら国庫支出金３，３４１万９，０００円を追加計上しております。

５５款の県支出金では、里山防災事業の追加や林道御池線の復旧工事費補助など、総額で２６１万３，０００円を受け入れるものでございます。

次のページ、７５款の繰越金６，７７５万円は、今回の補正に要する財源として充当しているものでございます。

８０款諸収入では、あけぼのパーク多賀の屋根修繕に伴う保険金や、スマートインターチェンジ上り線の事業用地の遺跡発掘調査業務に対する事業者負担金が主なものでございます。

８５款町債は、第２表、地方債補正での起債３００万円の追加計上となっております。

次に、１０２ページ、歳出でございますが、１０款の総務費では、庁舎１階トイレの改修事業費や、購入後１４年を経過しております町長公用車の買換え費用、予算額は少額でありますが、工事等の入札執行の透明性を図るための入札監視委員会の設置費用を計上しております。また、電子計算費では、マイナポイント事業に伴う電子機器更新経費を計上し、２０項の選挙費は、参議院議員および次のページの知事選ともに公示・告

示予定の日、６月２３日が沖縄慰霊の日と重なることから、選挙期日が１日前倒しとなり、それに伴う期日前投票経費の１日分追加経費を計上したものでございます。これら総務費総額で３，７５９万７，０００円を計上したものです。

１５款の民生費では、多賀ささゆり保育園の園長の人件費を計上し、また、ガスバルクタンクは製造後検査から２０年が経過することから、更新経費に５０６万円を計上するなど、民生費では９５８万２，０００円をお願いするものでございます。

２０款衛生費では、福祉保健課の人件費を調整したものです。

１０６ページ、２５款農林水産業費の農業費では、スマートインターチェンジ上り線用地の購入後の不整形な残地、補助を整理するための測量設計費や産業環境課の老朽化した公用車の更新費用など計上し、農業費では５４９万３，０００円をお願いしております。

林業費では、林道御池線の路肩復旧事業費を計上したものや、大字小原で１．１ha分の里山防災事業費を計上し、林業費では５９５万２，０００円をお願いしております。

次の３５款土木費では、次のページで、（仮称）結いの森公園の整備費の追加に４，２５３万１，０００円をお願いしております。

４５款教育費の１０項小学校費や１５項中学校費では、共通して、コロナウイルス感染症対策のための衛生用品購入費やＧＩＧＡスクール対応のための予備パソコンの購入費を計上しております。特に、多賀小学校でのガスバルクタンクについても、製造後２０年が経過することから、更新費用に１７２万２，０００円の計上も行っております。また、社会教育費では、人件費の追加やスマートインターチェンジ上り線の用地における埋蔵文化財の発掘事業費を計上しております。また、各施設においては、滝宮スポーツ公園では、グランドのベンチの日よけの設置工事費、次のページ、あけぼのパーク多賀では、収蔵庫壁の雨漏れの修繕設計費や豪雪による屋根瓦の修繕費を計上し、これら教育費総額で１，６６３万８，０００円をお願いするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４７号については、議長を除く１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４７号は、１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委

員会条例第７条第４項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長（松居亘君）　異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会において、委員会条例第８条第２項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で１時２０分といたします。

（午後　１時１０分　休憩）

（午後　１時１６分　再開）

〇議長（松居亘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。委員長に１０番、山口久男議員、副委員長に９番、川添武史議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

〇議長（松居亘君）　日程第２８　「議案第４８号　令和４年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長　岡田伊久人君　登壇〕

〇税務住民課長（岡田伊久人君）　「議案第４８号　令和４年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第１号)」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書１１１ページからお願いいたします。

今回お願いいたします補正は、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金および傷病見舞金を追加するため補正するものでございます。第１条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ２１８万５，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ８億７，５１５万７，０００円とするものでございます。

それでは、事項別明細書１１６ページの歳入からご説明申し上げます。

２５款５項１０目保険給付費等交付金（特別交付金）１３８万５，０００円は、傷病手当金支給に伴う財政支援分を受け入れるものでございます。

４５款５項繰越金は、前年度繰越金８０万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。１１７ページをお願いいたします。

１０款保険給付費、２５項５目傷病手当金１３８万５，０００円は、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当を支給するため計上するものでございます。同じく傷病見舞金８０万円を計上するものでございます。当初支給対象期間は令和４年３月３１日としておりましたが、期間の延長により令和４年９月３０日までとしたため、補正をお願いするものでございます。傷病手当金の対象につきましては８人分で積算し、傷病見舞金も８人分で積算したところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４８号については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４８号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君）　日程第２９　「議案第４９号　令和４年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長　岡田伊久人君　登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君）　「議案第４９号　令和４年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書１１８ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険におきまして、新型コロナウイルスに感染した場合の傷病見舞金および１０月からの窓口負担割合の見直しに伴う保険証発送費用をお願いするものでございます。第１条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ４４万円を追加し、歳入歳出それぞれ１億２，０８１万６，０００円とするものでございます。

それでは、事項別明細書１２３ページから歳入をご説明させていただきます。

１５款繰入金、５項５目事務費繰入金として１４万円、２５款５項５目繰越金として３０万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。１２４ページをお願いいたします。

５款総務費、５項５目通信運搬費を１４万円追加するものでございます。当初では１０月１日から、窓口負担割合の見直しにより１割、２割になる方を対象に保険証を送付する予定でありましたが、被保険者全員に１０月１日からの保険証を送付するよう変更されたため、追加費用を計上するものでございます。

２０款保険給付費、５項５目傷病見舞金は、所得税法第２７条第１項に規定する事業所得を有する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、１人１０万円を３人分、３０万円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君）　これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４９号については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４９号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君）　これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は６月８日午前９時３０分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

（午後　1時２５分　散会）

多賀町議会会議規則第１２７条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長　　　松　居　　　亘

多賀町議会議員　　　菅　森　照　雄

多賀町議会議員　　　竹　内　　　薫